

議案第80号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

長期優良住宅 建築等計画認 定申請手数料	<p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 58,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び次項において「長期使用構造等確認」という。）を受けた場合にあっては、19,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、31,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 206,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、48,000円）</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p>
----------------------------	---

	<p>る。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、26,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、44,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、69,000円)</p>
--	---

別表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

<p>長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手 数料</p>	<p>1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき1,000円</p> <p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合 (以下この項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。) にあつては、15,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 117,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を</p>
--	---

	<p>当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、20,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、34,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 174,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円）</p>
--	--

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 説 明

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
—略—		—略—	
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <b>58,000円</b>（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）<b>第6条の2第3項</b></p>	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <b>57,000円</b>（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）<b>第5条第1項に規定</b></p>

改正案		現 行	
	<p>又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び次項において「<u>長期使用構造等確認</u>」という。）を受けた場合にあっては、<u>19,000円</u>）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>130,000円</u>（<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合にあっては、<u>31,000円</u>）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>206,000円</u>（<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合にあっては、<u>48,000円</u>）</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満</p>		<p>する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項及び次項において「<u>評価機関審査</u>」という。）を受けた場合にあっては、<u>18,000円</u>）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>130,000円</u>（<u>評価機関審査</u>を受けた場合にあっては、<u>30,000円</u>）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>205,000円</u>（<u>評価機関審査</u>を受けた場合にあっては、<u>47,000円</u>）</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満</p>

改正案		現 行	
	<p>の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <b>85,000円</b> (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、<b>26,000円</b>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <b>193,000円</b> (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、<b>44,000円</b>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <b>307,000円</b> (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、<b>69,000円</b>)</p>		<p>の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの <b>75,000円</b> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<b>21,000円</b>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <b>175,000円</b> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<b>37,000円</b>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <b>280,000円</b> (評価機関審査を受けた場合にあつては、<b>61,000円</b>)</p>
—略—		—略—	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円

改正案		現 行	
	<p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（1に掲げる場合を除く。） 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円（<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合（以下この項において「<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合等」という。）にあつては、<u>15,000円</u>）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円（<u>長期使</u></p>		<p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（1に掲げる場合を除く。） 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円（<u>評価機関審査</u>を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合（以下この項において「<u>評価機関審査</u>を受けた場合等」という。）にあつては、<u>14,000円</u>）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円（<u>評価機</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>用構造等確認</u>を受けた場合等            にあつては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの            の 117,000円 (<u>長期使用構造等確認</u>            を受けた場合等にあつては、            38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築            に係るものである場合(1に掲げる            場合を除く。) 1戸につき、            次に掲げる当該申請に係る1棟の            住宅の戸数の区分に応じ、それぞ            れ次に定める金額を当該申請及び            当該申請と同時に行われた同一の            住宅に係る変更認定申請の総数で            除して得た額(この額に50円未満            の端数が生じたときはこれを切り            捨て、50円以上100円未満の端数            が生じたときはこれを100円に切り            上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの            の <u>49,000円</u> (<u>長期使用構造等確            認</u>を受けた場合等にあつては、</p>		<p><u>関審査</u>を受けた場合等にあつ            ては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの            の 117,000円 (<u>評価機関審査</u>            を受けた場合等にあつては、            38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築            に係るものである場合(1に掲げる            場合を除く。) 1戸につき、            次に掲げる当該申請に係る1棟の            住宅の戸数の区分に応じ、それぞ            れ次に定める金額を当該申請及び            当該申請と同時に行われた同一の            住宅に係る変更認定申請の総数で            除して得た額(この額に50円未満            の端数が生じたときはこれを切り            捨て、50円以上100円未満の端数            が生じたときはこれを100円に切り            上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの            の <u>43,000円</u> (<u>評価機関審査</u>を受            けた場合等にあつては、 <u>16,000</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>20,000円</u>) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>109,000円</u> (<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合等にあつては、<u>34,000円</u>) (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>174,000円</u> (<u>長期使用構造等確認</u>を受けた場合等にあつては、<u>55,000円</u>)</p>		<p><u>円</u>) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの <u>98,000円</u> (<u>評価機関審査</u>を受けた場合等にあつては、<u>29,000円</u>) (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの <u>156,000円</u> (<u>評価機関審査</u>を受けた場合等にあつては、<u>46,000円</u>)</p>
—略—		—略—	
<p><u>附 則</u> この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>			